

対イラン制裁解除合意履行日以降に非米国企業が留意すべきコンプライアンス要件

2016年11月

日本貿易振興機構（ジェトロ）

ドバイ事務所

ビジネス展開支援部 ビジネス展開支援課

報告書の利用についての注意・免責事項

本報告書は、日本貿易振興機構（ジェトロ）ドバイ事務所が現地法律コンサルティング事務所 Amereller に作成委託し、2016年11月に入手した情報に基づくものであり、その後の法律改正などによって変わる場合があります。掲載した情報・コメントは作成委託先の判断によるものですが、一般的な情報・解釈がこのとおりであることを保証するものではありません。また、本稿はあくまでも参考情報の提供を目的としており、法的助言を構成するものではなく、法的助言として依拠すべきものではありません。本稿にてご提供する情報に基づいて行為をされる場合には、必ず個別の事案に沿った具体的な法的助言を別途お求めください。

ジェトロおよび Amereller は、本報告書の記載内容に関して生じた直接的、間接的、派生的、特別の、付随的、あるいは懲罰的損害および利益の喪失については、それが契約、不法行為、無過失責任、あるいはその他の原因に基づき生じたか否かにかかわらず、一切の責任を負いません。これは、たとえジェトロおよび Amereller が係る損害の可能性を知らされていても同様とします。

本報告書に係る問い合わせ先：

日本貿易振興機構（ジェトロ）
ビジネス展開支援部・ビジネス展開支援課

E-mail：BDA@jetro.go.jp

ジェトロ・ドバイ事務所

E-mail：info_dubai@jetro.go.jp



本報告書作成委託先：

Amereller
www.amereller.com

(ドバイ・オフィス)

Tel: 971-4-332-9686

(ベルリン・オフィス)

Tel: 49-30-895-660



目次

1. はじめに	1
2. 今なお有効な米国経済制裁	1
3. コンプライアンス上の要件	2
4. 法令遵守を証明するには	3
5. イランビジネスにおける契約	3

対イラン制裁解除合意履行日以降に非米国企業が留意すべき コンプライアンス要件

1. はじめに

国連安全保障理事会常任理事国プラスドイツおよびイランとの間で策定された核問題に関する包括的共同作業計画（以下、「JCPOA」）により、「合意履行日」は、2016年1月16日と定義された。合意履行日に欧州連合、米国および国連安全保障理事会は、イランによる核プログラム制限への合意および JCPOA 遵守の確認と引き換えに、多くの対イランの経済制裁を解除した。

ただ、米国民に影響する米国の「一次制裁」の多くは、合意履行日以降も今なお有効で、特定のイラン取引先に対しての米国による制裁も同様に有効である。しかし、いわゆる「二次制裁」の解除により、非米国企業は、原則として自由にイランとの貿易および対イラン投資を行うことができるようになった。

とはいえ、非米国企業は、今なお有効な米国経済制裁要件を遵守しているかを確認すべきである。さらに、非米国企業に適用される、一定の制裁要件への遵守を証明できる状態にあることは、非常に重要といえる。

2. 今なお有効な米国経済制裁

米国政府は、米国民による対イラン貿易、取引、投資を禁止する幅広い制裁プログラムを実行しており、膨大なイランにおける制裁先のリストを有している。これらの「一次制裁」は、米国の管轄対象となる人および財産に適用され、関連するほぼすべての一次制裁は、イランに対する取引および制裁規則（以下、「ITSR」）（31 C.F.R. Part 560）に規定される。

米国の対イラン一次制裁は、以下に適用される。

- 米国法人または個人（米国民、米国永住権保持者、米国内に設立された法人、その他米国内のいかなる人および財産を含む）
- 米国法人の子会社
- 非米国人で米国制裁の管轄対象者の活動を促すこと。
- 違反行為を企てること、回避または起因すること。

その他、イラン経済に大きな影響を及ぼすイラン革命防衛隊（以下、「IRGC」）と関連がある企業は、制裁対象となっている。米国財務省外国資産管理局（以下、「OFAC」）は、IRGC とその隊員、職員および関連機関を特定国籍者（以下、「SDN」）とし、SDN のリストをインターネット上で公開している。（<https://sanctionssearch.ofac.treas.gov/>）

かかる制裁は、SDNにより所有または管理される人および企業にも及ぶ。米国財務省の指針書は、その会社株式の50%以上がSDNにより直接または間接的に保有されていれば、制裁対象企業とみなしている。

3. コンプライアンス上の要件

イランとの取引を検討する場合は、かかる取引が有効な米国経済制裁に関する規定を遵守し、違反がないことを確認していることを証する社内コンプライアンス手続きを策定することが重要である。かかる手続きには、以下の確認が含まれる。

- **取引当事者に米国法人または個人がいないことの確認**

米国法人または米国民もしくは米国永住権保持者が、かかる取引のいかなる面にも参画していないことの確認を意味する。

- **支払いに米ドルが使用されていないことの確認**

米ドルを用いる取引は、米国の金融システムを経由するため、米国内での活動とみなされて米国一次制裁の監督対象となる。米ドルでの支払禁止は、特に非米国法人または個人でイランとのビジネスを検討している者にとって影響がある。かかる者を当事者とした米国外での取引を非米国銀行がサポートした場合でも、米ドル支払いであることのみで経済制裁の対象となりかねないことが理由である。イランビジネスにおいて、取引通貨の選択肢は限られるが、多くの欧州およびアジアの銀行は、イランとのビジネスのルートを広げつつある。また、イランでも数行は外国通貨での取引を扱っている。

- **米国製品が取引対象となっていないことの確認**

米国輸出管理規則およびITSRに基づくライセンスを持たずに、イランに対し米国の管理下にある物品を直接・間接的に輸出、再輸出または移送することおよびその関連取引は禁じられている。また、米国を原産とする商用および軍民両用物品、ソフトウェアは米国の監督対象であるが、対イランの場合、非米国産品で10%量以上の米国産内容物が含まれる物品も監督対象となる。従って、イランおよびイラン人に対して輸出する際は、いずれの製品（部品およびソフトウェアを含む）も10%量以上の米国産内容物を含まないことを確認する必要がある。

- **取引相手が「特定国籍者」でないことの確認**

前記の米国財務省リストにより、基本的な確認は可能であるが、それだけでは特定の企業がSDNにより直接または間接的に保有・管理されているかを確認することは難しい。比較的費用効率の高い調査方法は、取引相手に署名済みのコンプライアンス証明書の提出を要請し、SDNとの取引が禁じられているために取引相手方の証明が必要な旨を説明することである。ただし、このような任意のコンプライアンス証明では不十分な場合もあるため、確実性を高めるためには、費用はかかるものの、取引相手に関するレポートを第三者の調査会社に依頼する方法が用いられる。

重要なことは、イランとのビジネスを検討している企業は、上記確認をそれぞれ実行したことを証する書面すべてを保管することである。これには、上記の各手続きを記した社内用コンプライアンス・チェックリストを作成すればよい。

4. 法令遵守を証明するには

実際には、非米国企業の対イラン取引が直接米政府機関により監視される見込みは薄いですが、コンプライアンスの重要性を軽く見るべきではない。ほぼすべての対イラン取引は、銀行、金融機関、保険会社、その他契約相手の精査対象となるからである。特に、米ドルを扱う銀行は、イラン法人または個人との取引での口座保有者からの送金に関しては、直ちに監視対象とし、米国経済制裁へのコンプライアンス実行状況につき報告を求めると考えられる。また、米国企業等は、貿易相手に対し、コンプライアンス証明書の提出を求められることがある。

なお、一次制裁に違反した場合の罰則は広範にわたり、民事法、行政法および刑法上の刑罰が科される可能性がある。

従って、社内でのコンプライアンス・プログラムを策定し、実行状況を文書化のうえ保管していれば、イラン関連取引に対する監視への有効な対抗策となるだろう。

5. イランビジネスにおける契約

イラン関連ビジネスにおいては、上記法令を遵守し、遵守しなくなった時点で取引が無効になる旨を契約書に盛り込むべきである。このような契約により、イランが JCPOA 上の義務に従わず、一気に JCPOA 前の制裁状況に戻るといような事態になったとしても、契約解除が可能となる。